

(別記)

個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(滅失等の防止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報の改ざん及び滅失、き損その他の事故を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 受託者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業従事者への周知)

第7 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後直ちに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、受託者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第11 委託者は、受託者が契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(指示)

第13 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(罰則)

第14 この契約による業務に従事している者又は従事していた者が、余市町個人情報保護条例第47条第1項及び第2項の規定に該当する行為を行った場合は、同条例に基づく罰則の対象となることに留意すること